

議員提出第2号

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年3月3日

提出者 久喜市議会議員  
杉野修  
宮崎利造  
上條哲弘  
岡崎克巳  
猪股和雄

久喜市議会議長 春山千明 様

久喜市議会会議規則の一部を改正する規則

久喜市議会会議規則（平成22年久喜市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「傷病、その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「出産又は育児」を「出産」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠のときは14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「傷病、その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「出産又は育児」を「出産」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠のときは14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願書」を「前2項の請願書」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合の請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

議会における欠席事由等の明確化及び手続きの簡素化を図るため、この案を提出するものであります。